

香川高等専門学校寮務委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校寮務委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 学生寮の管理運営に関すること。
- 二 寮生の指導方針に関すること。
- 三 寮生の災害予防及び安全保持に関すること。
- 四 学生寮の施設及び設備の改善に関すること。
- 五 その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 委員会は、高松キャンパス及び詫間キャンパス（以下「各キャンパス」という。）の次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 寮務主事
- 二 寮務副主事
- 三 学務課長，学生課長
- 四 その他，委員長が必要と認めた教員

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、校長が指名する前条第 1 号の委員をもつて充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(寮務小委員会)

第 5 条 各キャンパスに寮務小委員会を置く。

- 2 寮務小委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - 一 学生の入寮及び継続在寮に関すること。
 - 二 寮生の学習及び生活指導に関すること。
 - 三 寮生の福利厚生に関すること。

- 四 寮生の秩序維持に関すること。
 - 五 寮生の保健衛生に関すること。
 - 六 寮生の自治活動に関すること。
 - 七 その他寮の管理運営に関する必要な事項
- 3 寮務小委員会は、各キャンパスの次の各号に掲げる委員をもつて組織する。
- 一 寮務主事
 - 二 寮務副主事
 - 三 寮務主事補
 - 四 各学科及び一般教育科教員各1名。ただし、寮務副主事又は寮務主事補をもつてこれに充てることができる。
 - 五 学務課長又は学生課長
- 4 寮務小委員会に委員長を置き、各キャンパスの寮務主事をもつて充てる。
- 5 寮務小委員会は、必要に応じ審議した内容を委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があるときは委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、委員長が所属するキャンパスの学務課又は学生課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

2 この規程に定めるもののほか、寮務小委員会の運営に関し必要な事項は、各キャンパスの寮務主事が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。